



**公立大学法人公立はこだて未来大学
平成22年度 業務実績に関する評価**

平成23年10月

函館圏公立大学広域連合公立大学法人評価委員会

【 目次 】

1	評価について	1
(1)	評価の根拠	1
(2)	業務実績報告書の提出	1
(3)	業務実績報告書の概要	1
(4)	評価方法	2
(5)	評価の日程	2
(6)	委員名簿	2
2	全体評価	3
3	項目別評価	5
(1)	総括表	5
(2)	個別の評価	6
第 1	中期目標・中期計画の期間 年度計画の期間	6
第 2	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	6
第 3	業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	11
第 4	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	13
第 5	自己点検・評価・情報公開等に関する目標を達成するためにとるべき措置	14
第 6	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	15

1 評価について

(1) 評価の根拠

地方独立行政法人法第28条の規定に基づき、函館圏公立大学広域連合公立大学法人評価委員会は、法人化後3年目にあたる公立大学法人公立はこだて未来大学の平成22年度の業務の実績に関する評価を実施する。

地方独立行政法人法

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第二十八条

地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(2) 業務実績報告書の提出

平成23年6月29日に、公立大学法人公立はこだて未来大学から、地方独立行政法人法第34条の規定に基づき、平成22年度の事業報告書(業務実績報告書)が提出された。

(3) 業務実績報告書の概要

公立大学法人公立はこだて未来大学は、業務実績報告書の作成にあたり、中期目標、中期計画、年度計画に基づき、132項目に関し、4段階の評価基準で自己評価を行った。

その結果としては、「年度計画を上回って実施している」は31項目(23.5%)、「年度計画を順調に実施している」は101項目(76.5%)となっており、概ね、順調に年度計画が実行され、一定の成果を上げることができたとされている。

(4) 評価方法

評価委員会では、公立大学法人から提出された業務実績報告書（自己評価）に基づき、「全体評価」および「項目別評価」を実施した。

(ア)全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の進捗状況について総合的な評価を行った。

(イ)項目別評価

業務実績報告書、補足資料等の審査、ヒアリングを通じ、公立大学法人の自己評価を検証し、評価を行った。

評価にあたっては、132の小項目で構成される18の中項目について、4段階の評価基準により評価を行い、意見・指摘事項を記載した。

(5) 評価の日程

平成23年7月14日 評価資料を評価委員へ配付

8月22日 平成23年度第1回評価委員会

- ・平成22年度業務実績報告書について、公立大学法人公立はこだて未来大学からの説明および質疑

10月5日 平成23年度第2回評価委員会

- ・平成22年度業務実績に関する評価について協議

10月24日 意見を集約し、評価を決定

(6) 委員名簿

氏名	職名	備考
◎岩熊 敏夫	函館工業高等専門学校長	教育研究学識経験者
○高田 健二	北海道税理士会函館支部顧問	経営学識経験者
鷹澤 好博	北海道教育大学副学長	教育研究学識経験者
富田 秀嗣	函館商工会議所産学官連携促進委員会副委員長	経営学識経験者
三浦 汀介	南北海道学術振興財団副理事長	教育研究学識経験者

◎委員長 ○委員長職務代理者

2 全体評価

公立大学法人公立はこだて未来大学の中期目標期間の3年目となる平成22年度の業務実績については、法人が策定した年度計画が概ね順調に進められており、中期目標、中期計画の達成に向けて前進しているものと評価できる。

教育研究等の質の向上に関する取り組みについては、平成22年度に学科・コースの再編を行い、入学者受け入れに関する様々な工夫がなされているところであるが、大学院における社会人学生への対応、留学生の受け入れ促進などについても、さらに検討していただきたい。

また、地域貢献や附属機関の運営に関しては、はこだて国際科学祭、キャンパス・コンソーシアム函館への意欲的な参加や、高大連携・出前講義や教育委員会との連携による出張授業等の実施、共同研究センターを中心とした活動等は高く評価できる。ただし、地元への就職率については、依然として低調となっており、インターンシップの受け入れ先拡大に向けた努力も進められているが、地元企業とのさらなる連携に努めていただきたい。

業務運営の改善および効率化に関する取り組みについては、計画的に入試広報活動に取り組んでいる。新たに導入された教員の評価制度や海外研修制度の成果にも期待したい。

事務等の効率化に関しては、中期計画で定める事項の年度計画への位置付けが十分になされていない。地域財政の悪化に伴い大学を取り巻く環境が厳しさを増す中で、事務の効率化に向けて、明確な計画をもって取り組む必要がある。

財務内容の改善に関する取り組みについては、学内公募研究書式を科学研究費の書式に合わせることでより科研費獲得率を高めるなどの外部資金の獲得に向けた工夫がなされており、安定的な財政基盤を構築するため、引き続き自己収入の確保および経費の削減に努めていただきたい。

自己点検・評価・情報公開等に関する取り組みについては、大学の教育情報や運営情報がホームページに掲載されるなど、受験生への広報活動が積極的に行われており、当委員会もこれを高く評価した。今後は、保護者や地域の関係者にも的確に情報が伝わるよう、

さらに取り組みを進めていただきたい。

その他業務運営に関する取り組みについては特段の指摘はなく、年度計画を順調に実施していると判断された。

平成22年度業務実績報告書に関しては、昨年度の当委員会の指摘を踏まえ、図表を添付しわかりやすくするなど大幅に改善され、評価委員はその努力に好感を持った。しかしながら、中期目標・中期計画の達成に向けて残された課題が明確になっていないことから、中期計画における達成度や全体像を明らかにすることを検討していただきたい。

公立はこだて未来大学は、理事長のもとで組織的に整然とマネジメントされており、教育、管理運営面で効率性が発揮されている。開学後11年目を迎えた同校は、初期の段階を脱し、公立大学としての存在感も定着しつつあるが、今後、より地域住民に愛され、地域貢献ができる大学という段階に進むためには、組織のさらなる醸成が必要となる。そのためには、構成員一人ひとりの自覚と構成員の有機的な結びつきが欠かせず、大学としてのマネジメントが必要とされる。

公立はこだて未来大学は、法人として第1期目の中期計画を着実に推進し、「情報システムのデザイン能力」の学生への付与、すなわち「ITを活用して新しい社会システムをデザインしていくことのできる人材の育成」を遂行する高度な教育システムを有する特色ある公立大学を目指し、理事長のリーダーシップのもと、組織一丸となって努力していただきたい。

3 項目別評価

(1) 総括表

項目	評価
第1 中期目標・中期計画の期間 年度計画の期間	
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 大学全体としての理念・目標に関する措置	Ⅲ
2 教育に関する措置	Ⅲ
3 研究に関する措置	Ⅲ
4 地域貢献等に関する措置	Ⅲ
5 国際交流に関する措置	Ⅲ
6 附属機関の運営に関する措置	Ⅲ
第3 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 運営体制の改善に関する措置	Ⅲ
2 教育研究組織の見直しに関する措置	Ⅲ
3 教職員の人事の適正化に関する措置	Ⅲ
4 事務等の効率化・合理化に関する措置	Ⅲ
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 外部研究資金その他の自己収入の確保に関する措置	Ⅲ
2 経費の抑制に関する措置	Ⅲ
3 資産の運用管理の改善に関する措置	Ⅲ
第5 自己点検・評価・情報公開等に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 自己点検・評価の充実に関する措置	Ⅲ
2 情報公開等の推進に関する措置	Ⅳ
第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	
1 施設設備の整備等に関する措置	Ⅲ
2 安全管理に関する措置	Ⅲ
3 人権擁護に関する措置	Ⅲ

評価基準

Ⅳ：年度計画を上回って実施している。

Ⅲ：年度計画を順調に実施している。

Ⅱ：年度計画を十分には実施していない。

Ⅰ：年度計画を実施していない。

(2) 個別の評価

第1 中期目標・中期計画の期間 年度計画の期間

■ 特筆事項

中期目標・中期計画の期間 平成20年4月1日から平成26年3月31日

年度計画の期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日

■ 意見・指摘事項

期間の記載のため、評価しない。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

【2-1 大学全体としての理念・目標に関する措置】 - 評価 | | |---| | Ⅲ | |---|

■ 特筆事項

□ 中期計画に基づき、各学科、研究科、附属機関の年度計画を策定のうえホームページで一般に公開した。中期計画に基づき、各学科、研究科、附属機関の年度計画を策定のうえ、ホームページで一般に公開した。【1】

□ 年度計画について、教授会、研究科委員会等を通じて計画の骨子を説明し、情報の共有を図った。また、学内の各委員会や附属機関で、担当する目標の理解を共有し、実施方法等に関して議論を行った。【2】

□ 専門基礎教育を充実させるには、進路に応じた科目配置を提示することが重要であるため、進路だけでなく、個人の単位の取得状況に応じた受講科目の提示手法に関して検討し、iPod等の携帯端末を用いたデジタルカリキュラムの導入およびシステム開発を行っている。このシステムは、科目マップやシラバスのような科目情報ばかりでなく、学校からの様々な情報を提示する掲示板の機能も有している。本学で実施している基礎教育(リベラル・アーツ)の内容について情報を収集し、教育活動内容の共有化を図り、具体的な指針の策定を引き続き検討した。【3】

■ 意見・指摘事項

○ 年度計画の取組み項目ごとに実施責任者を決めて、所在を明確にしながら取り組む姿勢は評価できる。教員全体が情報を共有しているものと推察できるが、その取り組みの意義や教育の位置づけについての議論が、若手教員の間で日常的に活発に行われているかが重要である。

【1,2】

○ 学生個人の単位の取得状況に応じた受講科目の提示方法について、早急に開発を終える、あるいは達成(開発終了)年度を設定しておく必要がある。同様に、デジタルカリキュラムの開

発終了年度も設定し、運用を前倒しで行い、システムの評価を行っていただきたい。【3】

- 平成22年度に改組した学科再編については、大学の基本構造の改変であり、その目的、内容（教員の組織再編も含んで）、教育目的の変更などについては、詳細に記載されるべきものである。今後、大学の基本構造に係る変更があった場合には、その理念、目標についての詳細な記載を望む。【1～3】

【2-2 教育に関する措置】 - 評価 | | |---| | Ⅲ | |---|

■ 特筆事項

- RA(リサーチ・アソシエイト)として、教員の研究プロジェクトへの大学院生の参加できる機会の拡大に努め、RA制度が順調に活用された。【10】
- 本学からの大学院進学予定者に対して、入学後の単位認定を前提とした科目履修制度を平成20年度から大学院において導入している。また、平成24年度からスタートする高度ICTコースに関連する科目を整理し、履修モデルを作成した。【11】
- 本学の知名度を高めるため、ウェブサイトのコンテンツを順次更新し公開した。【14】
- 大学のさまざまな活動を分かりやすく伝えるため、教員によるブログを公式サイトで公開したほか、函館で生活するイメージを伝えるための教員ブログを新たに開設した。【14】
- 高校において模擬講義を行うとともに、本学における実践教育のあり方を広く伝えるため、市内においては、プロジェクト成果発表会への見学、札幌・旭川においてオープンキャンパスを開催したほか、青森・八戸において入試解説・個別相談会を実施した。【17】
- 留学生の入学を促せるような入試方式を大学院教務委員会で検討し、教育研究審議会の議を経て、平成23年夏季に実施される24年度入学者の試験より新たに適用することとした。【18】
- 新学期のオリエンテーションやキャリアガイダンスの時間を利用して研究科長による大学院案内を行った。【19】
- 大学院説明会の対象を1, 2年生に拡げて複数回実施し、学部教育の早期段階から進学を選択肢のひとつとして進路設計を促すよう努めた。【19】
- 地域社会と連携した授業を実施することにより、学生の地元への意識を高めることはできたが、講習会や公開講座を入学者増大に直接結び付けることはできなかったため、今後、高校への直接の働きかけなど違う方法を取ることにした。【29】
- 平成22年度からスタートした新しいカリキュラムは、情報科学における知識体系図に基づいて作成された。新しいカリキュラムの効果について、各コースで検討する体制を整えた。【33】

□ 6年間一貫の教育制度についての高度ICTコース以外への導入の必要性について引き続き議論を進めた。【36】

□ 平成26年度発足の高度ICT領域のカリキュラム策定の機会に大学院全体のカリキュラム改訂も併せて行うべく、検討課題の設定を協議した。また、副学長以下、高度ICTコース発足に関する関係部局・コース責任者による協議も行った。【42】

■ 意見・指摘事項

○ 学部教育に比べて大学院教育への取り組みが弱いように見受けられる。中期計画に定める「社会人学生に対応可能な教育課程の編成」が、どのように図られたのかが不明であり、また、年度計画への位置付け(何年度までに達成するか)が明記されていないため、改善を望む。【10,11】

○ 入学者の受け入れについては工夫がなされているが、大学院における入学者の確保では、留学生の受け入れ増も含め、引き続き検討が必要である。【14,17,18,19】

○ 地域と連携した授業が入学志願者の増加に結びつくまでには時間がかかるので、継続することが重要である。【29】

○ 学長の求める「情報システムをデザインする能力を育てる教育」という理念は魅力的である。ただ、学部4年間と大学院の期間を含めて、それを効果的にカリキュラム上で配分することは、それほど易しくはない。現在のコース制に工夫を加え、コンテンツの見直し等も必要になると考えられる。【33,36,42】

【2-3 研究に関する措置】 - 評価 | | |---| | Ⅲ | |---|

■ 特筆事項

□ 平成22年度に策定した社会連携ポリシーに基づき、平成24年度までに「共同研究センター」から「(仮称)社会連携センター」への移行を行うことについて決定するとともに、平成23年度から研究成果の把握および情報発信の体制について強化を図ることとした。【69】

□ 研究費予算における一般研究費と特別研究費の割合、特別研究費予算における区分項目等について検討を行い、平成21年度に引き続き戦略研究費を特別研究費と統合し、その総枠の中で予算配分を弾力的に行った。【74】

□ 研究者の倫理向上のため、実験計画書を委員会で審査をし、記入漏れ項目が無くなるよう修正コメントを付けて書き直しを指導した(特に個人情報漏洩防止や肖像権の侵害について)【75】

□ 研究費の不正防止計画および研究活動上の行動規範に沿って不正防止・倫理向上に努めた

ほか、物品検収体制を拡充し不正防止等対策の推進を図った。【75】

- 科研費ルールに関し、電子メールによる研修会(全3回)を実施した。【75】

■ 意見・指摘事項

- 共同研究センターから社会連携センターへ移行する事が決定されたが、研究成果の社会への還元は教員個々の強い意識も必要である。【69】
- 研究予算の配分について、積極的に弾力運用が図られている点は評価できる。【74】
- 研究倫理では、科研費の適正使用と申請書の作成法も含めて、講師を招いての(または学内で講師をたてて)講習会を開催するべきである。【75】

【2-4 地域貢献等に関する措置】 - 評価 | | |---| | Ⅲ | |---|

■ 特筆事項

- キャンパス・コンソーシアム函館に参画し、単位互換科目の検討やe-Learningによる教育コンテンツの開発を引き続き進めたほか、合同公開講座、図書館連携、アカデミックリンク、FD研修・SD研修等について他大学と実施・検討を行った。【78】
- 市立函館高校との高大連携や地域の高校への出前講義を実施するとともに、科学技術を中心とした中等教育の充実のための方策を引き続き検討した。【79】
- 小学校における理数好き児童の育成を図るため、函館市教育委員会と連携協力に関する協定に基づき出張授業を行ったほか、プロジェクト学習により小学生がコンピュータに触れ楽しみながら学べる機会を提供した。【79】
- 生涯学習の場としての公開講座などの実施の枠組みについて引き続き検討したほか、特別講演会を2回開催(参加者計300名)した。また、市民の科学技術の理解増進を図るため、「はこだて国際科学祭」などを引き続き実施した。【80】
- 研究成果を活かした起業を促進するための助成制度の導入について引き続き検討した。【83】

■ 意見・指摘事項

- キャンパス・コンソーシアム函館、はこだて国際科学祭等に意欲的に取り組んでいる点は評価できる。しかし、参加メンバーの固定化も見られ、幅広い教員層(さらには学生の)参加が望まれる。【78, 80】
- 高校への出前講義、公開講座に関連した講演会の開催などは、よくやられており評価できるが、それらが未来大学の進める戦略的なビジョンとどう関係しているのかが明確でない。終了後の総括も、ただ、有意義であっただけでなく、その効果がどう現状の戦略を一步進めるものになるのか

に言及すべきである。【79, 80】

- 産学官の連携推進に関して、研究成果を活かした起業の促進は、ICT に強い大学の責務として強力に推進していただきたい。【83】
- 産学官連携の推進に関する措置の実施状況については、実績報告書への具体的な記載が不足している印象を受ける。【83】

【2-5 国際交流に関する措置】 - 評価 Ⅲ

■ 特筆事項

- 学術交流を進めて海外からの留学生(6名)を受け入れたほか、学術交流の今後の進展を図るために情報を集約して分析を開始した。【86】
- 受け入れている留学生から意見を収集し、どのような環境(宿舍など)が求められているかの情報を収集し、どのような体制が望ましいか検討したほか、コンソーシアムとの連携に向けて検討した。【88】
- 大学院生に対して海外留学制度等について電子メールで周知を図り、興味を持つ大学院生と面談を行ない、その面談で得た希望を踏まえ、支援策整備の方針を検討した。【89】

■ 意見・指摘事項

- 留学生の受け入れは、まだ少ないと思われるので、奨学金や宿舍など、さらに受け入れ拡大に向けた取り組みを強化いただきたい。また、日本人大学院生の海外派遣には、南北海道学術振興財団の助成など様々な枠組があるので、積極的に活用いただきたい。【86, 88, 89】

【2-6 附属機関の運営に関する措置】 - 評価 Ⅲ

■ 特筆事項

- 平成23年年3月から、研究業績(3,000件強)をリポジトリを通じて学外向けに公開した。【93】
- 地域社会への貢献を目的とした社会連携ポリシー、産学連携ポリシーを策定するとともに、地域の各機関との連携による「函館マリンバイオクラスター」に引き続き取り組んだ。また持続可能な水産業の振興等を目的として留萌市、マリン漁協との包括連携協定を締結し、留萌沖をフィールドとする研究を継続的に行ったほか、ITを用いた新しい街づくりを目指し、医療や交通など、地域の抱える実問題を解決し、ITで街をデザインしていくことを目標に「スマートシティはこだて」構想を掲げ、継続的に勉強会を実施した。【94】
- 函館圏の企業等との結びつきを強めるため、地域交流フォーラムを開催(参加者80名)したほ

か、アカデミック・リンクへの参加、教員研究紹介誌の配布等を通して函館圏の企業への情報発信、情報交換に努めた。また北海道IT推進協議会との共催で札幌において本学のシーズ発表会を実施した。【95】

- データベースによる公募情報の管理・公開およびメールによる公的研究資金の情報を積極的に教員に提供した。また科学研究費補助金の採択率向上に向けた支援策をまとめ学内に周知し積極的な支援を実施するとともに、より難度の高い研究種目への応募を促進するための方策について検討を行なった。【96】

■ 意見・指摘事項

- リポジトリによる情報発信については、3,000 件以上の書誌情報が公開されるようになった点は評価できるが、どれだけ利用されていくか、が真の評価に繋がっていくものと考えられる。【93】
- 各種フォーラムの開催やスマートシティはこだて構想の取り組みなど、共同研究センターの活動は高く評価できる。函館マリンバイオクラスター事業においては、情報デザインの分野で未来大学の教員の活躍が認められる。【94～96】

第3 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

【3-1 運営体制の改善に関する措置】 - 評価 | | |---| | Ⅲ | |---|

■ 特筆事項

- 前年度の法人評価委員会の指摘に基づいて、年度計画がより明確な目標となるよう改善を図るとともに、具体的な記述で評価報告を行うように担当者間で意思の統一を図った。【98】
- 常勤役員会議と連携しながら大学運営の企画・立案等を行う組織としての経営企画室の活動をさらに進めた。【99】

■ 意見・指摘事項

- 今年度の業務実績報告書は、昨年度と比較し、内容が大幅に改善されており、関係者の努力の跡が窺える。昨年度の評価の際に指摘を行った「表現のわかりやすさ」についても、図や表も活用した参考資料や追加資料の添付により改善されている。【98】
- 学内委員会の目標と達成度評価をさらに推進し、PDCA サイクルの中で整理・運用を行う事も必要である。【98】
- 企画立案機能の充実に係る努力は評価できる。【99】

【3-2 教育研究組織の見直しに関する措置】－ 評価 Ⅲ

■ 特筆事項

- 過去の入学志願者情報および広報活動実績について、データベースを整備し、これを基に受験者獲得に向け、計画的に高校訪問(297回)・進学相談(73回)・出前講義(32回)などを実施した。【103】

■ 意見・指摘事項

- 高校訪問など入試広報活動に熱心に取り組んでいる点は評価できる。函館圏の公立大学という立場はあるが、学生の多様性を高める上では留学生や他府県からの受け入れについても、さらに推進していただきたい。【103】

【3-3 教職員の人事の適正化に関する措置】－ 評価 Ⅲ

■ 特筆事項

- 東京サテライトオフィスへの配置のほか、高度ICT人材育成のために非常勤の特任教員1名を増員し2名を配置した。また、メタ学習センター配置の特任教員として平成23年度に採用すべく特別な能力を持った人材1名の確保を図った。【106】
- 昇任人事の際の評価基準を準用する方法での、教員の実績評価を平成22年度分から導入した。評価は期末に教育、研究、社会貢献について実績を自己申告し、理事長のヒアリングにより最終決定する。評価結果は、当面、一般研究費の配分に反映させることとした。【107】

■ 意見・指摘事項

- 教職員の人事適正化に関連し、2011年8月19日に公表された第4期科学技術基本計画及び第3次男女共同参画基本計画(2010年12月17日)を受けて、第12分野の工学系女性研究者比率15%の早期達成を視野に入れた人事計画を立てるべきである。そのためには特任教員制度も積極的に活用していただきたい。【106】
- 教員評価システムの導入は評価できる。【107】

【3-4 事務等の効率化・合理化に関する措置】－ 評価 Ⅲ

■ 特筆事項

- 自主・自立的な大学運営を図るため、事務局における函館市派遣職員の段階的引き上げ(5年間で6割程度)とプロパー職員の採用について、函館市と具体的な協議を進めた。【113】

■ 意見・指摘事項

- 事務組織が効率良く機能を発揮することは、学校運営に大きな力を発揮する。職員が能力を発揮できるよう組織の在り方を引き続き検討いただきたい。【113】
- 中期計画に定める3項目がどのように取り組まれているのか記述されていない。事務等の効率化は、地域財政悪化の中で、明確な計画を持って取り組むべき課題である。国立大学法人では、人件費総額が毎年1%削減され、5年間継続されている背景もある。【113】

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

【4-1 外部研究資金その他の自己収入の確保に関する措置】 - 評価 | | |---| | Ⅲ | |---|

■ 特筆事項

- 全教員に対して、積極的に科学研究費補助金を申請するよう教授会や電子メール等で奨励した。【114】
- 希望者に対し申請書の添削を行う学内支援体制を整備した。【114】
- 共同研究センターの産学官連携コーディネーターを中心に引き続き地域企業との情報交換を行った。また、地域交流フォーラムを開催(参加者80名)し、本学の研究シーズの発信とともにシーズの収集に努めた。【115】
- 受託・共同研究の幅広い獲得を図るため、首都圏をはじめとする各種展示会に研究成果を発表するとともに、教員の外部資金獲得に向けたインセンティブを高めるための研究費ほかへの還元を引き続き実施した。【116】
- 開学10周年を機に「公立はこだて未来大学振興基金」を設置し、ホームページへの掲載等により寄附金募集に努めた。受託研究等の外部資金獲得へのインセンティブを高めるため、外部資金を獲得した教員に対し、一般研究費を増額する制度を導入した。【116】

■ 意見・指摘事項

- 自身の研究で科研費を獲得するのは研究者として当たり前のことである。国際共同研究、外国人研究者の受け入れなどは、学生にとっても大きな刺激になり、これらに尽力した研究者に学校として支援を行う体制を敷いていただきたい。【114～116】
- 安定的な財政基盤の確保のため、外部資金のさらなる獲得に努めていただきたい。【116】

【4-2 経費の抑制に関する措置】 - 評価 | | |---| | Ⅲ | |---|

■ 特筆事項

- 6月～9月における学内クールビズの実施や早朝からの出入り口、窓の開放等により省エネルギー

ギーの意識啓発と光熱水費の節減を図った。また、昼間の不用照明等の消灯を進め、電気料の節減に努めた。【118】

- 設備改修計画の策定に向け、関係機関(函館市、住宅都市施設公社等)との協議を進めた。【118】

■ 意見・指摘事項

- エネルギー削減に更に努力していただきたい。【118】

【4-3 資産の運用管理の改善に関する措置】－ 評価

Ⅲ

■ 特筆事項

- 事業年度決算に向けた適正な法人資産台帳の整備を引き続き実施した。【119】
- 法人資金の運用に当たり、各種情報の収集および分析を行い、安全性・安定性確保の観点から、前年度に引き続き定期預金として運用したほか、平成22年10月～12月には国庫短期証券を購入し運用を実施した。【120】

■ 意見・指摘事項

- 特になし。

第5 自己点検・評価・情報公開等に関する目標を達成するためにとるべき措置

【5-1 自己点検・評価の充実に関する措置】－ 評価

Ⅲ

■ 特筆事項

- 本年度の講義実施状況に合わせたオンライン授業評価を実施するとともに、実施状況の確認および実施方法と実施内容ならびに実施主体について検討を行った。【121】
- 機関リポジトリを立ち上げ、公開により、内部・外部への透明性を確保するとともに、教員間での議論が活性化される体制の整備につながった。【122】

■ 意見・指摘事項

- オンライン授業評価は、活用されてその効果を発揮することから、今後の運用状況に注視したい。【121】
- 今年度の評価委員会には、学長以下数名の役員等の参加があり、このことで、より詳細な討論が行われたことは評価できる。【122】

【5-2 情報公開等の推進に関する措置】 - 評価 IV

■ 特筆事項

- 義務化された教育情報の公表について、現状の公表状況の把握し、教育情報や各種研究会等の開催状況を整備しホームページ上に公開した。【124】
- 広報メディアについて調査と分析を行い、それぞれの特性を明らかにし、広報メディアの特性に合わせたコンテンツを作成し、順次提示を行った。【125】

■ 意見・指摘事項

- ホームページおよび大学案内で、コース制の詳細、カリキュラム、シラバスなどが紹介されており、受験生へのサービスに関しては評価できる。保護者、地域の関係者にも知りたい情報が的確に伝わるように一層努力いただきたい。【124,125】

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

【6-1 施設設備の整備等に関する措置】 - 評価 III

■ 特筆事項

- 学内施設および設備の有効活用方策について引き続き検討を行った。また、図書館である情報ライブラリーを学外者の利用(利用者1,233名)に、体育施設であるグラウンドや体育館などを休日において地域住民の利用(利用者2,727名)に供した。【126】

■ 意見・指摘事項

- 学内施設の公開、開放は、順調に進められていると評価できる。【126】

【6-2 安全管理に関する措置】 - 評価 III

■ 特筆事項

- 安全確保を図る観点から、学生等が夜間学内に滞在する場合の許可要件等について、学生の生活状況調査の結果も踏まえて検討を行った。【128】
- 情報セキュリティ対策の充実のための規程整備と実施体制について、引き続き検討を行った。【130】

■ 意見・指摘事項

- 学生の安全確保に関して、夜間の研究室管理に万全を期していただきたい。【128】
- 情報セキュリティ対策に関する実施体制の整備を検討するだけでなく、具体的な体制実現を早急に進めていただきたい。【130】

【6-3 人権擁護に関する措置】 - 評価 Ⅲ

■ 特筆事項

- 実験倫理に関する審議申請が9件あり、必要に応じて記載項目の追加をするなどのフィードバックを行った。【131】
- セクシュアル・ハラスメントを防止するための啓発活動として、メールマガジンを発行(9月～10月の間で全5回)し、教職員および学生に対し配信するとともに、当該メールマガジンを学内のサイトに掲載した。【132】

■ 意見・指摘事項

- メンタルハラスメントやアカデミックハラスメント等の防止対策には、メールマガジン等の一方向的な手段ではなく、情報交換が双方向で可能な研修会や講演会等を実施する必要がある。【132】
- 年度計画には、セクシャルハラスメントだけではなくアカデミックハラスメント、さらにはハラスメント全般についても組み込んでいただきたい。【132】

問合せ

〒040-8666 函館市東雲町 4-13 函館市企画部内

函館圏公立大学広域連合事務局

電話 0138-21-3625